

報告第 28 号

令和 5 年度決算に基づく羽曳野市公営企業資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
と畜場特別会計	—	

羽 監 第 283 号
令和 6 年 8 月 9 日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市監査委員 谷 干 城
羽曳野市監査委員 竹 本 真 琴

令和 5 年度決算に基づく羽曳野市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和5年度決算に基づく 羽曳野市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月30日～令和6年8月8日

第3 審査の手続

この経営健全化審査は、羽曳野市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率

会 計 の 名 称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
① 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0%
② 下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0%
③ と 畜 場 特 別 会 計	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 水道事業会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和5年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

② 下水道事業会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和5年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

③ と畜場特別会計について

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計の令和5年度において資金不足が生じていないため、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。